

「週休２日工事」実施要領

平成３０年９月２６日

農政水産部農村計画課

（趣旨）

第１ この要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、地域の実情や現場の施工条件等を踏まえた、週休２日などの多様な働き方が求められていることから、「週休２日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

（用語）

第２ この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （１） 「週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （２） 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始６日間、夏期休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- （３） 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- （４） 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。
- （５） 「４週８休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第３ 週休２日工事の対象は、農政水産部（農業農村整備事業）が発注する全ての工事とする。ただし、災害時における応急工事や緊急施行工事など、週休２日を確保することが困難な工事は週休２日工事の対象外とすることができる。

２ 週休２日工事は、共通特記仕様書において、週休２日工事の対象工事である旨を記載するものとする。

＜共通特記仕様書記載例＞

第〇条 休日の確保

本工事は、週休２日工事の対象工事である。

実施にあたっては、『「週休２日工事」実施要領』に基づき行う。

実施要領については、宮崎県ホームページ（トップ＞県政情報＞入札・調達・売却＞入札情報＞工事契約関係情報＞「週休２日工事」の実施について）から入手できる。

(実施手続)

- 第4 受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第6項までの規定を適用する。週休2日工事を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、施工計画書に週休2日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。
- なお、計画工程表には週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。
- 3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。
- なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。
- 4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。
- 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- なお、工事履行報告報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。
- 5 受注者は、工事看板等により週休2日工事に取り組む旨を明示するものとする。
- 6 受注者は、週休2日工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

(留意事項)

- 第5 週休2日工事の実施にあたっては、次の各号に留意することとする。
- (1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。
- ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
- イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合
- ウ 現場見学会等、現場を公開する場合
- エ 前の各号に掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含む現場閉所中の作業指示は行わないこととする。
- (3) 受注者が週休2日に取り組む場合、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるように努めるものとする。
- (4) 提出された工程表が週休2日の確保を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合においては、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の実施前に『「週休2日工事」試行実施要領(平成30年10月1日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領』を適用した工事については、第4及び第6を除き、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領(令和3年4月1日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領(令和4年10月1日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領(令和5年3月1日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領(令和5年10月1日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年10月1日以降に予算執行
何を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和８年１０月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に『「週休２日工事」実施要領（令和７年１０月１日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。